自転車指導啓発重点路線（大津警察署）

令和８年４月

この路線で見られる**交通事故形態**
出会い頭事故・右左折時の事故が８０％

自転車関連事故発生状況

	令和７年中		過去5年間	
	大津署	重点路線	大津署	重点路線
人身事故	103	15	444	51
物損事故	644	68	3234	268

【重点路線】大津守山近江八幡線（通称:浜街道）

➢ 選定理由

・ 上記重点路線は通勤通学による自転車利用者が多く、自転車関連事故が多発傾向にある。

・ 住民から自転車利用者へのルールやマナーについて指導して欲しいと要望がある。

【重点路線】国道１号

➢ 選定理由

・ 上記重点路線は朝夕の渋滞車列の横をすり抜ける自転車が多く、自転車関連事故が多発傾向にある。携帯電話やイヤホン利用者も多く、住民や通行車両からの要望がある。

令和8年4月1日から自転車に**青切符**が適応されます。

16歳以上が対象

携帯電話使用等（保持）反則金12,000円

信号無視　反則金6,000円

その他はこの二次元コードでご確認下さい。

（警察庁のHP）

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　**歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2　**ながら運転は危険！**
携帯電話などの「ながら運転」は、片手運転になったり、周囲の危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3　**「止まれ」では、必ず一時停止して安全確認！**
「一時停止標識」のある交差点や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止して、確実に安全確認を行いましょう。

4　**ヘルメットの着用を！**
命を守るためにヘルメットを着用しましょう。